

## モニタリング計画の中間評価について

### 1 中間評価について

- 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画(以下、「モニタリング計画」という。)6.保全状況の評価(2)総合的な評価において、「概ね5年に1度、各モニタリング指標<sup>※1</sup>の総合的な評価として、各モニタリングの視点<sup>※2</sup>に対して、同一の定性的・定量的評価基準に基づく評価を各地域に行う。また、管理機関は、科学委員会に対して、これらの総合的な評価の結果を報告し、評価に関する科学的助言を得ることとし、必要に応じて評価の再検討を行う。」としている。

※1 アマミノクロウサギの生息状況などの個別指標。20の指標を設定している。

※2 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種が維持されていることなどの包括的項目。5つの視点を設定している。

#### <計画の構造>

モニタリングの視点 <sup>※2</sup>	指標の選定基準	モニタリング指標 <sup>※1</sup>
遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種が維持されること	種の保全状況	アマミノクロウサギの生息状況等他6つの指標
	生息・生育環境の保全状況	森林全体の面的な変動他2つの指標

- 科学委員会より科学的な助言を踏まえてとりまとめた中間評価結果は、地域連絡会議及び4地域の各地域部会で報告し、これらの会議での意見も踏まえ、必要に応じて包括的管理計画及び各地域別の行動計画、各事業内容の見直しを行い、遺産地域の管理に反映させることとしている。
- また、中間評価を踏まえ、必要に応じて本モニタリング計画全体の見直しを行うことと明記されており、今後の科学委員会等で議論予定。

#### <見直し対象>

- ・評価指標と評価方法で見直すべき点がないか。
- ・新たな脅威に対応した指標の追加等。

### 2 中間評価に関するヒアリング

#### <ご意見を伺いたい内容>

- ① 個別のモニタリング指標の中間評価の考え方、方法に関して
- ② モニタリング視点の中間評価の考え方、方法に関して